

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織基盤強化支援事業助成金実施要領

(令和4年5月27日令和4年度要領第2号)

改正 令和6年1月19日令和5年度要領第11号

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織基盤強化支援事業助成金交付要綱(令和4年度要綱第5号。以下「交付要綱」という。)第22条の規定に基づき、組織基盤強化支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 交付要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公営競技等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - ア 競馬法(昭和23年法律第158号)に定める競馬
  - イ 自転車競技法(昭和23年法律第209号)に定める自転車競走
  - ウ 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に定める小型自動車競走
  - エ モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に定めるモーターボート競走
  - オ 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に定める当せん金付証票の発売
- (2) 「公益財団法人日本オリンピック委員会」とは、平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人(以下「JOC」という。)をいう。
- (3) 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」とは、昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人(以下「JPSA」という。)をいう。
- (4) 「JOC正加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条第1項に定める団体をいう。
- (5) 「日本パラリンピック委員会」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第43条に定める委員会(以下「JPC」という。)をいう。
- (6) 「JPC加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第48条に定める団体をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) JOC
- (2) JPSA
- (3) JOC正加盟競技団体
- (4) JPC加盟競技団体

- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、前項の規定にかかわらず交付要綱第15条第1項第1号から第4号及び第6号の規定による助成金の交付決定の取消しを行ったときは、当該助成事業者に対し当該処分を行った年度の翌年度から5年以内でセンターが別に定める期間における助成金の助成対象者から除外する。

(申請書等の様式)

第4条 交付要綱に定める次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 助成金交付申請書           | 別記様式第1 |
| (2) 助成金交付決定通知書         | 別記様式第2 |
| (3) 助成金交付申請取下げ書        | 別記様式第3 |
| (4) 計画変更承認申請書          | 別記様式第4 |
| (5) 計画変更の承認及び変更交付決定通知書 | 別記様式第5 |
| (6) 助成事業中止(廃止)承認申請書    | 別記様式第6 |
| (7) 実績報告書              | 別記様式第7 |
| (8) 助成金交付額確定通知書        | 別記様式第8 |

(助成対象事業)

第5条 交付要綱別記に定める助成対象事業は、助成対象者の理事会において事業に要する予算が既に議決されている、又は議決されることが確実なものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 収入総額が支出総額を上回る事業
- (2) スポーツ振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようとする事業
- (3) スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益等による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業
- (4) 助成対象事業の全部を第三者に委任して実施しようとする事業

(交付の決定)

第6条 センターは、交付要綱第4条に基づく助成金の交付の決定を行うときは、財源の範囲内において、助成金交付決定額を定める。

- 2 前項における助成金交付決定額の算出基礎となる助成対象経費の額は、交付要綱別記及び当該助成金に係る募集の手引に定める助成対象経費について、第15条に定める限度額の範囲内において、原則として別表の「助成対象経費の基準等」により算定した額の合計額とする。

- 3 センターは、助成事業者が交付要綱第16条の規定による助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成事業者に対し交付すべきと認めた助成金があるときは、返還を命ぜられた助成金

並びにこれに係る加算金及び延滞金の納付が完了するまでの期間において、助成金の交付の決定を留保することができる。

- 4 センターは、第 1 項の規定にかかわらず、助成対象者が紛争の当事者である場合は、紛争が解決されるまでの間、助成金の交付の決定を留保することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第 7 条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱第 8 条の助成事業中止(廃止)承認申請書を提出する。

(1) 実施期間内において助成事業を一時中止しなければならない事由が生じたとき。

(2) 次のいずれかにより助成事業を廃止しなければならない事由が生じたとき。

ア 気候の影響、災害その他やむを得ない事情により、助成事業を完了することが困難と見込まれるとき。

イ ア以外で、助成事業者の事情により助成事業を完了することが困難と見込まれるとき。

ウ 第 5 条に定める助成対象事業の範囲に抵触する事由が生じたとき。

- 2 センターは、前項第 1 号又は第 2 号アに基づく助成事業中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、当該申請が適当であると認めたものについて、助成事業の中止又は廃止を承認する。

- 3 センターは、前項の助成事業の中止を承認する場合において、中止承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。

(状況報告)

第 8 条 助成事業者は、交付要綱第 10 条に基づく報告を求められた場合は、状況報告書(別記様式第 9)により、理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 9 条 センターは、交付要綱第 13 条の審査等において、交付要綱第 4 条の助成金の交付の決定に係る助成対象経費について、交付要綱第 20 条に規定する書類に不備等がある場合又は第 13 条第 5 号に規定する支払等の方法によらない支出であると認めた場合は、当該経費を助成対象経費から除外して助成金の額を算出し、当該交付決定額との差を減じて確定することができる。

- 2 センターは、交付要綱第 8 条に基づく助成事業の廃止の承認を行った事業に係る交付要綱第 13 条の審査等において、第 15 条の規定にかかわらず助成対象経費と認めた額の合計額により、助成金の額を算出し、確定する。

(助成金の支払)

第 10 条 助成金は、交付要綱第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、に交付する。ただし、助成事業の遂行に必要であると認めた額の範囲内において、概算払をすることができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書(別記様式第 10)を理事長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第11条 交付要綱第17条第2項に定める延滞金については、返還された金額の合計額が、助成事業者が返還すべき金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までには附される延滞金の額(その時までには徴収した金額を含む。)が、百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

2 交付要綱第17条第2項に定める助成金の返還期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日又は12月29日から翌年の1月3日までの期間に当たる場合においては、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(財産管理及び処分等)

第12条 交付要綱第18条及び第19条に定める取得財産等の管理及び処分等に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 取得財産等は、別に定める財産管理台帳により管理する。
- (2) 交付要綱第19条第1項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号)」を準用するものとする。
- (3) 交付要綱第19条第1項の取得財産等の処分の承認については、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領(平成27年度要領第7号)に定めるところによる。

(助成金の経理)

第13条 交付要綱第20条に定める助成金の経理に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 助成事業者は、交付要綱第20条の収支簿を別に定める様式により作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿において、助成事業以外の経理と明確に区分しなければならない。
- (2) 交付要綱第20条の収支に関する証拠書類とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 諸謝金は、支払金額基準表、委嘱状(依頼文書)、出面表(従事確認簿)、支払明細書、領収書(銀行振込伝票)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
  - イ 旅費は、出張依頼(命令)書、支払明細書、出張報告書、領収書(銀行振込伝票)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
  - ウ 備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類(見積書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類する書類
  - エ 賃金は、備上決議書(日給、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、出面表(作業日報)、給与支払明細書、銀行振込伝票(領収書)等及び会計伝票又はこれらに類する書類

オ 借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費及びその他の経費は、支払関係の書類(設計書、設計図、請負(委託)仕様書、見積書、契約書(請書)、納品(完了報告)書、検収書、請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類する書類

(3) 前号の書類は、収支簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、センターの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

(4) 助成事業者は、交付要綱第12条に基づく実績報告書の提出に当たっては、第2号アからオまでに掲げる書類のうち、センターが指示するものについて報告書に添付することとする。

(5) 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。

ア 助成対象経費については、助成事業者における会計諸規程等の定めるところにより第2号の書類により処理するものとする。

イ 助成対象経費の支払は本邦の通貨とし、銀行振込を原則とする。ただし、外国社製の物品購入等に際し、本邦の通貨で支払を行うことが困難な場合は、必要最低限の経費にとどめるものとし、支出額は、外国送金にあっては支払日、現金にあっては現に支払った日(領収書発行日付)の外国為替レートにより算出(1円未満切捨て)する。

ウ 諸謝金及び賃金の単価については、助成事業者において、別表に定められている日給等の基準を踏まえ適切に定めるものとする。

エ 賃金を支給する場合の勤務時間については、助成事業者において定められている基準内の時間とする。

オ 助成対象事業における労務者の労務時間管理に当たっては、作業日報などで適切に管理し、助成対象経費以外の業務と重複がないよう明らかにすること。

カ 物品供給、役務請負等の契約に当たっては、仕様書を作成(消耗品の購入など軽微な契約の場合を除く。)し、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。また、契約金額が100万円以上の契約を締結する場合には、契約書を作成しなければならない。

キ 助成対象経費のうち、助成事業者が当該助成事業者の代表者等議決権を有する構成員(以下「理事等」という。)との利益が相反する取引(理事等に対する賃金等の支給を含む。)を行おうとする場合は、あらかじめ有効となる役員会議等において当該取引に係る競争性の有無等、その合理性について審議・決定しなければならない。この場合、当該理事等は議決権を有しない。なお、当該取引に関し、競争に付すことが可能である場合にあっては、必ず二人以上の者から見積書を徴するものとする。また、当該経費の支出の際は、経理責任者(当該理事等以外の者に限る。)の承認を得なければならない。

(助成事業の評価等)

第14条 助成事業者は、助成対象期間終了後において、センターの求めに応じて、センターが定める当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施しなければならない。

(スポーツ団体組織基盤強化支援事業助成)

第15条 スポーツ団体組織基盤強化支援事業助成については、交付要綱別記に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) スポーツ団体組織基盤強化支援事業

スポーツ団体組織基盤強化支援事業に対する助成は次により行う。

ア 助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

#### 附 則

この要領は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和6年1月19日令和5年度要領第11号)

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター組織基盤強化支援事業助成金実施要領の規定は、令和6年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和5年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

助成対象経費の基準等

[別紙参照]

様式第1(第4条関係)

助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2(第4条関係)

助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3(第4条関係)

助成金交付申請取下げ書

[別紙参照]

様式第4(第4条関係)

計画変更承認申請書

[別紙参照]

様式第5(第4条関係)

計画変更の承認及び変更交付決定通知書

[別紙参照]

様式第6(第4条関係)

助成事業中止(廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第7(第4条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第8(第4条関係)

助成金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第9(第8条関係)

状況報告書

[別紙参照]

様式第10(第10条関係)

助成金概算払申請書

[別紙参照]